

これから先もずっと健康で！ 5月集団健(検)診のお知らせ

毎年健検診を受けて、自分のからだの点検と生活習慣の見直しに役立てましょう！
日程

5月7日(木)～12日(火)
平日の午前・午後
※日時につきましては、こちらで指定させていただきます。
※今年度は胃・大腸がん検診のみご希望される方は4月30日(木)・5月1日(金)に行います。

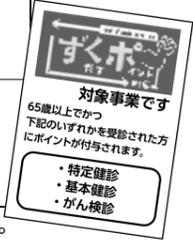
日時の変更を希望される方は、お早めに保健福祉課へご連絡ください。

ご家族で同じ時間を希望される方、送迎の都合などで、時間変更を希望される方も、必ずご連絡ください。

場所 保健センター(庁舎東側)受診方法 申し込まれた方には、4月中に問診票、説明用紙などを郵送します。申し込まれていない方で健診を希望される方は、お早めに保健福祉課へご連絡ください。

各健診の詳細については、下表をご確認ください。
40歳以上の方は肝炎検査(1,000円)、50歳以上の男性の方は前立腺がん検診(500円)を同時に受けることができます。希望される方は、当日受付時にお申し出ください。

問い合わせ先
保健福祉課健康推進係
(32)2554



	特定健康診査	基本健康診査		大腸がん検診	胃がん検診
対象者	御代田町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方	39歳以下の全町民	75歳以上の全町民	40歳以上の全町民 (80歳以上の方は医療機関で受診することをお勧めします)	
自己負担料金	1,000円 (令和9年3月31日時点で40、50、60歳の節目年齢の方は無料)	1,000円	無料	500円	1,000円
検査内容	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察 ※特定健診受診者全員と基本健診受診者のうち医師が必要と判断した場合、心電図実施。 ※75歳以上の方は腹囲測定はありません。			便潜血 反応検査 2日法	バリウム造影検査

*今年度は胃・大腸がん検診のみ4月30日(木)と5月1日(金)に行います。

20歳以上の学生の皆さまへ 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金には、20歳以上のすべての方が加入しなければなりません。
しかし、学生の方は一般的に所得が低いため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上)である

進学する学生の皆さまへ

国民健康保険住所特例のご案内(手続きをしないと無保険になることも)

なる場合があります。

住所特例を希望される場合は転出後、保健福祉課国保年金係(役場1階7番窓口)、または郵送にて手続きをしてください。

●住所特例の申請に必要なもの
・在学証明書(原本)または学生証(コピー可)
・今までの資格確認書または資格情報のお知らせ
詳細はお問い合わせください。

予を受けている方で、令和8年度も引き続き同一校に在学予定の方は、3月末に基礎年金番号等が印字された学生納付特例申請書が届きますので申請してください。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要。)
国民年金のご相談・手続きなどについては、次までお問い合わせください。

問い合わせ先
小諸年金事務所
(22)1080
保健福祉課国保年金係
(31)2512

森林の伐採や所有者変更には 届出が必要です

森林法に規定のある地域森林計画区域に該当する森林の伐採や所有者が変更となる場合は、必要書類を添付の上、次の届出書の提出をお願いします。

○伐採する場合

「伐採及び伐採後の

造林の届出書」

添付資料
・森林の位置図・区域図
・届出者の確認書類
・個人は身分証等の写し、法人は登記事項証明書等の写し)

・土地の登記事項証明書
・伐採の権限関係書類
(届出者が土地所有者と異なる場合)
・接続森林との境界関係書類
(土地境界に隣接しない伐採や境界杭等により境界が明らかでない場合は不要)
・他法令の許認可関係書類
(該当する場合のみ)

・町長が必要と認める書類
提出期限
伐採の着手30日前まで

○所有者が変更となる場合
「森林の土地所有者届出書」

添付資料

・位置図
・登記事項証明書等

提出期限
新たに所有者になった日から90日以内

届出書の様式は、町のホームページからダウンロードできます。また、地域森林計画区域については、長野県のホームページ(信州くらしのマップ)をご確認ください。

届出をせずに伐採した場合、森林法違反となり、伐採の中止命令および造林命令をする場合があります。
伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類は、統一的な運用に見直され、義務化されましたので、該当する場合は必ず添付の提出をお願いします。

不明な点等ございましたら、産業経済課耕地林務係へお問い合わせください。
問い合わせ先
産業経済課耕地林務係
(32)3113

そば生産者対象の 補助事業を 活用ください

町では、農業振興施策の一環として、耕作放棄地の解消を図るため、そば生産者を支援します。

◎そば種子無料頒布事業

町内の農地でそばを生産する方を対象に、種子を無償で頒布します。

対象者 町内生産者
※令和5年度以降に無料頒布を受けた方は、対象になりません。無料頒布後3年間は、自己收穫種子を蒔いていただきます。

種子の品種

しなの1号または韃靼そば
頒布量 10アル当たり6kg
頒布時期 7月中旬

申込方法 申込書を5月8日(金)までに提出してください。申込書は産業経済課農政係(役場2階12番窓口)またはホームページからダウンロードできます。
その他 頒布した種子を播種しなかった場合は、返却または相当額の返還となります。

申し込み・問い合わせ先
産業経済課農政係
(32)3113

春の山火事予防運動 実施中

長野県は、3月1日から5月31日までを、「春の山火事予防運動実施期間」としています。

春先は、空気が乾燥し、山火事が起こりやすくなります。山火事の原因となるたき火の不始末やたばこの投げ捨ては、絶対にやめてください。また、土手焼きなどの延焼による山火事が毎年発生しています。風の強い日や空気が乾燥しているときは、野焼きや土手焼きなどをしないようお願いいたします。

また、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲で火入れをする際は、森林法第21条および御代田町火入れに関する条例の規定により、町長の許可が必要になります。火入れを開始する7日前までに、産業経済課耕地林務係へ「火入許可申請書」を提出してください。様式は町ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先
長野県佐久地域振興局林務課
0267(63)3153

産業経済課耕地林務係
(32)3113

問い合わせ先
県庁県民文化部
くらし安全・消費生活課
026(235)7174

自転車の交通違反に 青切符が適用されます

4月から、16歳以上を対象に、自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が適用されます。これは、比較的軽微な違反に対し、反則金を納付することで刑事罰を科さない制度です。
交通事故の原因となる危険な違反が対象となります。

青切符対象違反例

・信号無視
反則金 6,000円
・一時不停止
反則金 5,000円
・ながらスマホ
反則金 12,000円
※あくまで一例で、対象違反は100種類以上あります。

なお、酒気帯び運転などの悪質・危険な違反は「赤切符」となり、刑事罰の対象です。自転車の交通ルール自体は変わりません。自転車も「車両」です。交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

問い合わせ先
県庁県民文化部
くらし安全・消費生活課
026(235)7174